

令和 8 年度湯河原温泉花火大会打上げ業務委託要項

1 イベント概要及び業務概要

目 的 多くの企業・町民等の協賛のもと、夏の風物詩となる観光イベントを開催することにより、多くの観光客に来訪してもらい、湯河原町の観光振興に寄与することを目的としている。

名 称 湯河原温泉海上花火大会

主 催 湯河原やっさまつり海水浴行事实行委員会

開 催 日 令和 8 年 8 月 3 日（月）※荒天の場合、令和 8 年 8 月開催とし、実行委員会が予備日を選定することとする。

※順延日も実施できない場合は、令和 8 年 12 月末日までに実施

打上時間 午後 8 時から午後 8 時 20 分

打上場所 吉浜海岸沖合（台船 1 隻）

打上発数 2,000 発以上 ※最大 10 号玉

2 対象業務

(1) 業務名称 湯河原温泉海上花火大会打上げ業務委託

(2) 業務内容 花火の製作及び調達、関係機関との調整及び申請手続き、機材等の調達、運搬、設置、打上作業及び原状回復

(3) 履行期限 契約締結日から令和 8 年 9 月 30 日まで

※ただし、順延日までに実施できなかった場合は、実施日後 30 日以内までとする。

3 応募資格に関すること

(1) 本事業と同様の事業（自治体また自治体を含む実行委員会が開催する花火大会）の実績を、平成 29 年 4 月から令和 8 年 1 月 31 日（契約期間中の業務を含む）までに有すること。

(2) 法人又は法人の代表者及び役員が事業税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(3) 6 ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。

(4) 債務不履行または滞納処分などにより、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え、又は差押えの命令及び競売手続の開始決定を受けている者でないこと。

(5) 湯河原町暴力団排除条例（平成 23 年湯河原町条例第 13 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までに該当しない者であること。なお、契約締結後に該当することが判明した場合は当該契約を解除する。

(6) 役員等（応募に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる

者をいう（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人において業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等待以上の支配力を有すると認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していないこと。なお、契約締結後に該当することが判明した場合は当該契約を解除する。

4 企画提案書類の提出

(1) 提出期間

令和8年5月8日（金）から5月20日（水）の正午まで

(2) 提案書記載内容

ア 企画内容（花火大会の企画演出、プログラム及び打上げ玉数を明記してください）

※独自性、地域性、新規性などの観点からの企画を含み、フィナーレは魅力ある構成とすること。

イ 見積書（上限を 6,800千円（消費税込） で見積もること）

ウ 産地の明確化、産地比率、中国製を使用する場合は輸入元を明記ください。

エ 他自治体等における実績を明記してください。

（主催者名、発数、内容を明記ください。）

オ 花火打上げにあたり実施する安全対策を明記してください。

カ 会社概要について明記してください。

※事業内容が分かるカタログやパンフレット等でも可

キ 納税証明書（原本）（3ヵ月以内のもの）

ク 火薬類製造営業許可証（写し）

(3) 提出部数

正本1部、副本1部（写し可）

(4) 書式

A4版（書式自由）での作成をお願いします。必要に応じてA3版を折り込んでもかまいません。過剰な添付書類は極力避けてください。

(5) 現地確認

令和8年5月14日（木）14時～16時

※希望する場合は前日正午までにメールにてご連絡ください。

(6) 質問

質問がある場合、令和8年5月15日（金）の正午までにメールで行うものとし、電話等による質問は受け付けません。

(7) 提出先 ※郵送又は持参ください。（期限内必着）

神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

5 選定及び契約

(1) 選定方法

5月下旬開催予定の湯河原やっさまつり海水浴行事实行委員会において、以下の項目について提案書に基づき、実行委員が評価点をつけ、合計点数が高い提案事業を優先交渉権者とし、契約前の事前協議を実施する。優先交渉権者が辞退した場合は、次点者を優先交渉権者とする。

- ・本大会ならではの企画演出、打上発数を含むプログラムの内容
- ・本業務の履行にあたり十分な実績を有しているか
- ・会場周辺の状況及び花火大会概要を十分に理解の上、来場者拡大などの効果が期待できるか
- ・適切な安全対策が提案されているか
- ・打上玉の生産地
- ・他自治体等における花火大会の実績
- ・見積額

(2) 契約手続き

事務局は優先交渉権者と契約に向けた協議を行い、契約にあたっては本募集要項及び優先交渉権者の企画提案書の記載事項を基本に協議した上で、契約の仕様書に反映する。

6 支払い

完了払い

7 その他

- (1) 事務局が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
- (2) 企画提案書は、1事業者につき1つとする。
- (3) 企画提案に係る費用負担については、すべて提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 契約締結に係る費用負担については、すべて優先交渉権者の負担とする。
- (6) 契約を締結した場合には、お土産用花火 100 個を提供すること。

8 問い合わせ先

〒259-0392 神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1
湯河原やっさまつり海水浴行事实行委員会事務局（湯河原町観光課内）
電話：0465-63-2111 FAX：0465-64-0300
メールアドレス：kanko@town.yugawara.kanagawa.jp